

その他の検討事項について

令和5年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会
(第1回)

消防庁危険物保安室

第2回規制改革関係府省庁連絡会議(令和5年6月6日開催) 資料 規制改革実施計画(案)

II 実施事項

3.個別分野の取組

< 共通課題対策分野 >

(1) 行政手続きに関する見直し

i ローカルルールに関する手続き

(抜粋)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	消防の設備等に関する基準の公開・統一	b 消防庁は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第12号において、流出防止の措置として、「その直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲い」の他に、側溝等を認めている地方公共団体がいることを鑑み、側溝等による代替措置について、その要件を検討し、 現在規定していない「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」として規定するために省令改正等必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	総務省

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあっては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

2 ～ 3 (略)

第二十三条 この章の規定は、製造所等について、**市町村長等が**、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、**この章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力があると認める**ときにおいては、適用しない。

⇒ 各市町村における運用実態について、調査を実施。その結果を踏まえ、「総務省令で定める措置」の内容を検討。